

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2017年12月20日提出
【計算期間】	第22特定期間（自 2017年3月22日 至 2017年9月20日）
【ファンド名】	ニッセイ日本インカムオープン
【発行者名】	ニッセイアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 赤林 富二
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 6 号
【事務連絡者氏名】	投資信託企画部 茶木 健
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 6 号
【電話番号】	03 - 5533 - 4608
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### 基本方針

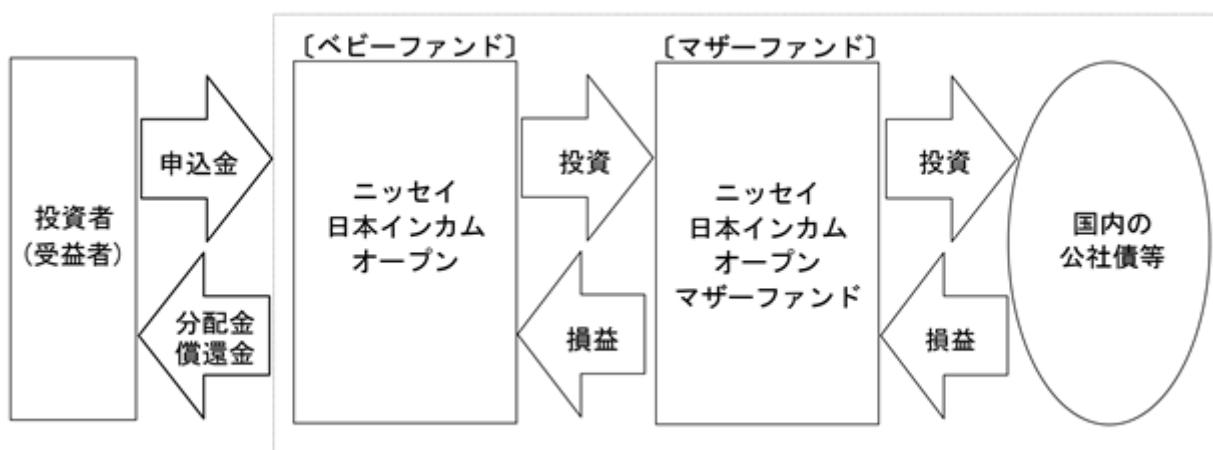
ファンドは、安定した配当等収益の確保および信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

###### 運用の形態

ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

<イメージ図>



###### ファンドの特色

日本の多種多様な債券に投資します。

- ・日本の多種多様な債券（国債、社債、金融債、A B S等）を投資対象とします。
- ・社債、金融債、A B S等、国債以外の債券を積極的に組入れることで、利回りの向上をめざします。

**社債：**企業が資金調達を目的に発行する債券のことです。

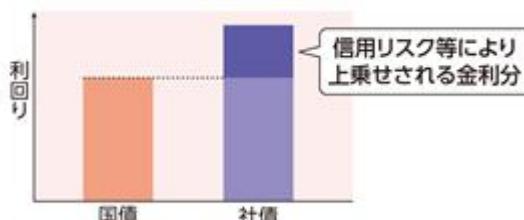
**金融債：**特別な法律に基づき、特定の金融機関が発行する債券のことです。

**A B S：**Asset Backed Securities（資産担保証券）の略でローン債権やリース債権などの資産を裏付けとして発行された証券のことです。

###### （社債の利回りについて）

一般に社債は発行企業の信用リスク等に応じて国債よりも利回りが高くなります。国債に比べて利回りの高い社債などの債券を積極的に組入れることで、ファンドの利回りの向上をめざします。

・右記はイメージ図です。



### 〈ご参考〉日本債券の特徴

投資対象として日本の債券をみた場合、外国債券や国内外の株式に比べて、相対的に価格変動が安定していることが特徴といえます。これは、主に為替変動リスクや株価変動リスクがないためです。

（資産別のパフォーマンス（2006年9月29日を100として指数化）） データ期間:2006年9月29日～2017年9月29日(日次)



出所)Citigroup Index LLC, FactSet等のデータを基にニッセイアセットマネジメント作成

・日本債券:NOMURA-BPI総合指数、外国債券:シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)、日本株式:TOPIX(配当込み)、外国株式:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

上記は各種指標の過去の推移を示したものであり、当ファンドの運用実績ではありません。  
将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。  
当ファンドの運用実績については、後記「5 運用状況」をご覧ください。

#### <「ファンドの特色」において使用している指標についての説明>

- ・NOMURA-BPI総合指数とは、野村證券株式会社が公表している指標で、その知的財産は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCが開発した債券指標で、著作権、商標権、知的財産権、その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。
- ・TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など同指標に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIX(東証株価指数)の商標または標章に関するすべての権利は、東証が有しています。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指標です。同指標に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

信用リスクをコントロールします。

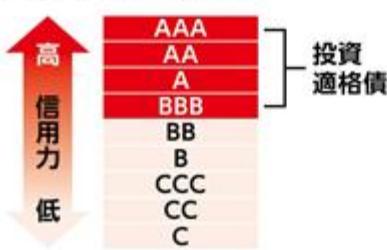
高格付債投資

- ・原則として投資適格債(BBB格以上)に投資し、ポートフォリオの平均格付をA格以上に保ちます。また、組入債券については、クレジットリサーチを行うことで、信用リスクの低減を図ります。
- 個別企業や債券の発行体の財務分析・業種分析等の調査のことをいいます。

幅広い銘柄に分散投資

- ・幅広い銘柄に分散投資を行うことで、ファンド全体の信用リスクを抑え、運用収益の安定化を図ります。

〈債券の格付について〉



出所)S&Pの格付定義を基にニッセイアセットマネジメント作成  
・上記は、長期債務格付です。格付の符号については一部省略して表示しています。

〈ご参考〉格付別の企業の例

AAA格	NTT	東京地下鉄	東日本旅客鉄道
AA格	トヨタ自動車	日本たばこ産業	三菱商事
A格	キリンホールディングス	東レ	パナソニック
BBB格	兼松	近畿グループホールディングス	太平洋セメント

出所)R&I,JCR,Moody's,S&Pのデータを基にニッセイアセットマネジメント作成  
・格付は、R&I,JCR,Moody's,S&Pのうち、上位の格付を採用しております。  
・上記は2017年9月末現在マザーファンドが組入れている社債の発行体の格付です。個別の企業を推奨するものではありません。

ラダー型運用（等額投資による運用）をめざします。

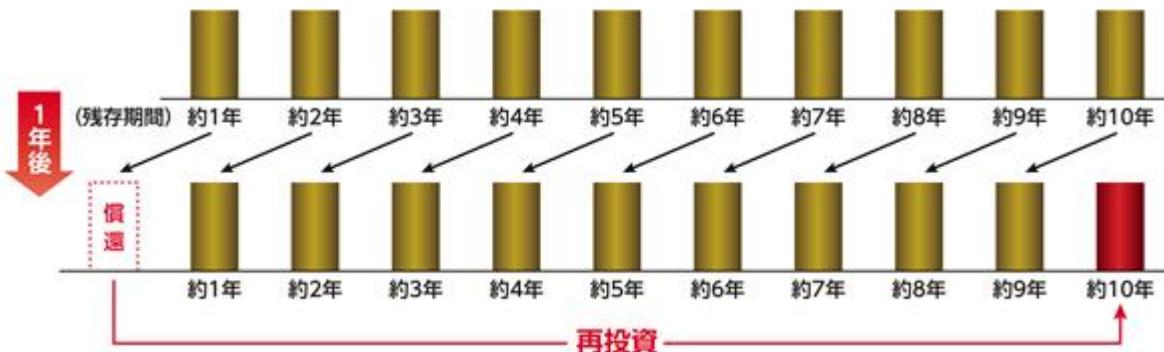
ラダー型運用とは

- ・債券の残存期間毎に均等に投資を行い、常にラダー（はしご）の形の満期構成になるようする運用です。
- ・債券の利回りの変動や水準は、残存期間により異なります。短期から長期まで残存期間の異なる債券に投資することにより、金利変動リスクの分散効果と収益性の確保が期待できます。

〈当ファンドのラダー型運用のプロセス〉

- ①組入れる債券の残存期間は、最長10年程度とし、各残存期間毎の投資金額(額面)が同額程度になるような運用をめざします。
- ②保有する債券が償還を迎えた場合には、原則として、償還金を残存10年程度の債券に投資することで、満期構成を維持します。

〈ラダー型運用のイメージ〉



毎月分配をめざします。

- ・各月20日（年12回・休業日の場合は翌営業日）に分配を行います。

■毎月分配のイメージ



！上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよび水準について、示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

## 分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われる」と、その金額相当分、基準価額は下がります。



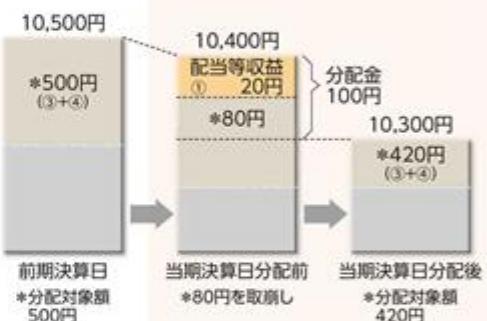
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算日から基準価額が下落した場合



- 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配準備積立金：期中収益(①および②)のうち、当期の分配金として支払われず信託財産に留保された金額をいい、次期以降の分配金の支払いにあてることができます。

収益調整金：追加型株式投資信託において追加設定が行われることによって、既存の受益者の分配対象額が減らないようにするために設けられた勘定です。

- 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



\*実質的に元本の一部払戻しに相当する元本払戻金(特別分配金)が支払われると、その金額だけ個別元本が減少します。  
また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。  
元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

## 信託金の上限

2兆円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

## ファンドの分類

追加型投信 / 国内 / 債券に属します。

課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式 債 券
追 加 型	海 外	不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合
	内 外	

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル 日 本	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年 2 回 年 4 回 年 6 回 (隔月)	北 米 欧 州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米	
その他資産 (投資信託証券 (債券(一般) ))	日 々	アフリカ	ファンド・ オブ・ ファンズ
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ( )	中近東 (中東) エマーディング	

商品分類表

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

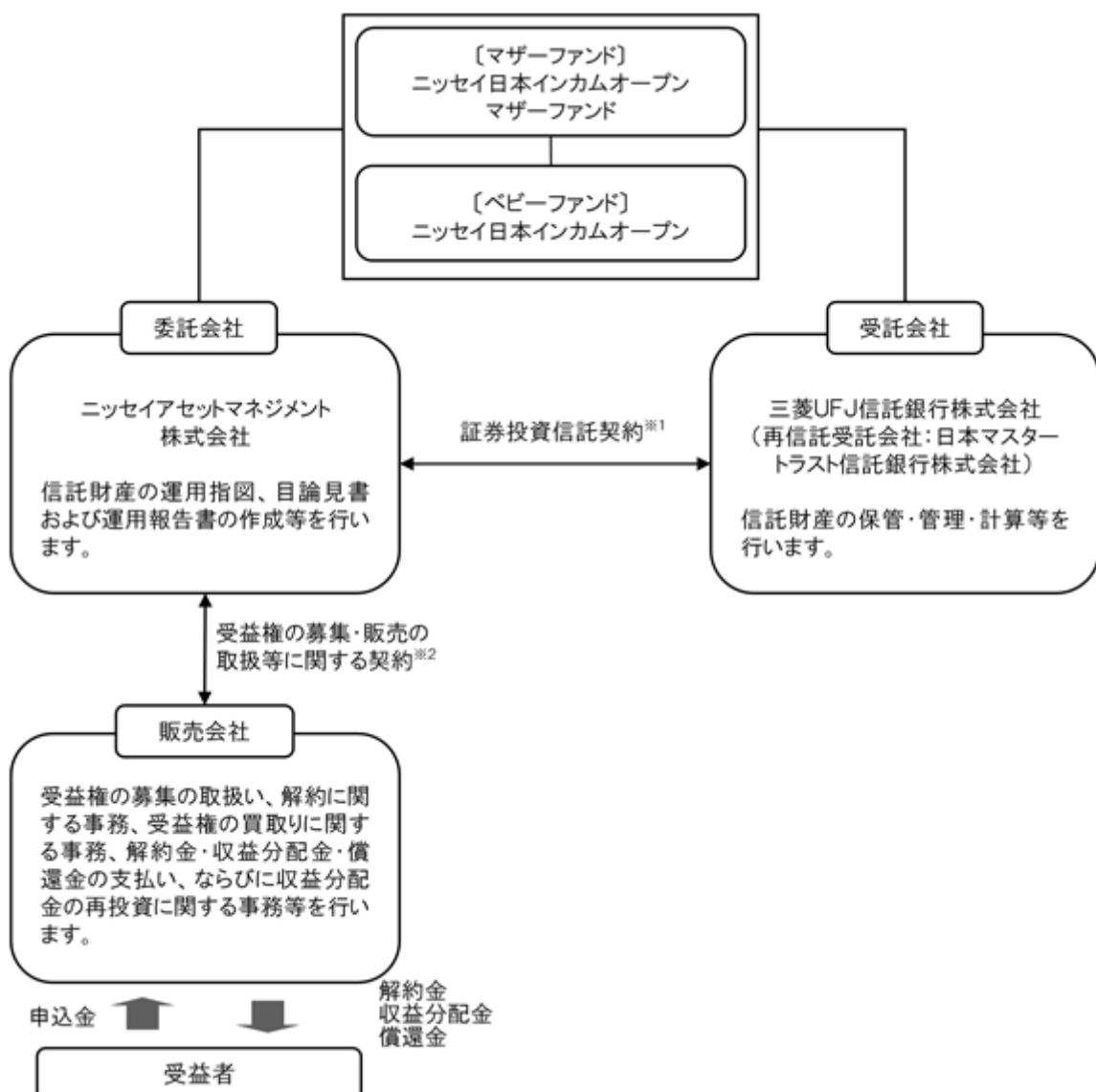
その他資産 ( 投資信託証券 ( 債券 ( 一般 ) ) )	目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券 ( マザーファンド ) とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。 目論見書または約款において、公社債等に主として投資する旨の記載があるものをいう。
年12回 ( 每月 )	目論見書または約款において、年12回 ( 每月 ) 決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または約款において、マザーファンド ( ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く ) を投資対象として投資するものをいう。

前記以外の商品分類および属性区分の定義については、  
一般社団法人 投資信託協会ホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

( 2 ) 【ファンドの沿革】

2006年9月29日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

( 3 ) 【ファンドの仕組み】



- 1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。
- 2 委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。

### 委託会社の概況（2017年9月末現在）

- |                  |  |
|------------------|--|
| 1 . 委託会社の名称      | : ニッセイアセットマネジメント株式会社   |
| 2 . 本店の所在の場所     | : 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号  |
| 3 . 資本金の額        | : 100億円  |
| 4 . 代表者の役職氏名     | : 代表取締役社長 赤林 富二  |
| 5 . 金融商品取引業者登録番号 | : 関東財務局長（金商）第369号  |
| 6 . 設立年月日        | : 1995年4月4日  |
| 7 . 沿革           |  |
| 1985年7月1日        | ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。                                       |
| 1995年4月4日        | ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。   |
| 1998年7月1日        | ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。 |
| 2000年5月8日        | 定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。  |

### 8 . 大株主の状況

名 称	住 所	保 有 株 数	比 率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	97,604株	90.00%
パトナム・ユース・ホールディングス・エルエルシー	アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市ワン・ポスト・オフィス・スクエア	10,844株	10.00%

## 2 【投資方針】

### （1）【投資方針】

主として、ニッセイ日本インカムオープンマザーファンドを通じて、国内の公社債に分散投資を行い、インカム・ゲインを中心とした収益の確保に努めます。

公社債への投資については、信用力のある国内の公社債を中心に投資を行い、ファンド全体の信用リスクの適切な管理に努めます。

上記マザーファンドの組入比率は原則として高位を保ちます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(参考) マザーファンドの概要

ニッセイ日本インカムオープンマザーファンド

(1) 基本方針

マザーファンドは、安定した配当等収益の確保および信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

(2) 運用方法

a 投資対象

主として、国内の公社債を主要投資対象とします。

b 投資態度

主として、国内の公社債に分散投資を行い、インカム・ゲインを中心とした収益の確保に努めます。

公社債への投資については、信用力のある国内の公社債を中心に投資を行い、ファン

ド全体の信用リスクの適切な管理に努めます。

公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(2) 【投資対象】

a 主な投資対象

主として、ニッセイ日本インカムオープンマザーファンドに投資します。なお直接、公社債等に投資を行う場合があります。

b 約款に定める投資対象

投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「(5) 投資制限 b 約款に定めるその他の投資制限 先物取引等、スワップ取引および 金利先渡取引および為替先渡取引」に定めるものに限ります）

ハ. 金銭債権（イ. およびニ. に掲げるものに該当するものを除きます）

二. 約束手形（イ. に掲げるものを除きます）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

## 有価証券

主にニッセイアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された下記1.のマザーファンドの受益証券ならびに次の2.から18.までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます）に投資します。

1. ニッセイ日本インカムオープンマザーファンド
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます）の新株引受権証券を除きます）
6. 資産流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます）
7. 転換社債の転換および新株予約権の行使により取得した株券（なお、ここでいう新株予約権とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）の新株予約権をいいます）
8. コマーシャル・ペーパー
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、2.から8.までの証券または証書の性質を有するもの
10. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます）
11. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます）
12. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます）
13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります）
15. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます）
16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
17. 金銭を信託する信託の受益権および金銭債権を信託する信託の受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
18. 外国の者に対する権利で16.および17.の有価証券の性質を有するもの

ただし、10.および11.の証券については、株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券に投資するものを除きます。なお、7.の証券および9.の証券または証書のうち7.の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および9.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、10.および11.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

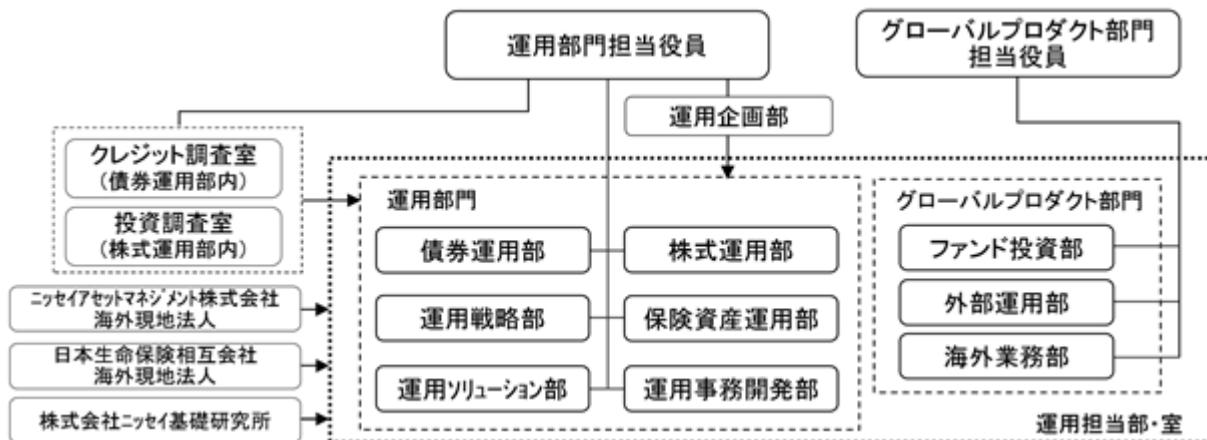
## 金融商品

信託金を前記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下において同じ）により運用することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除ます）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

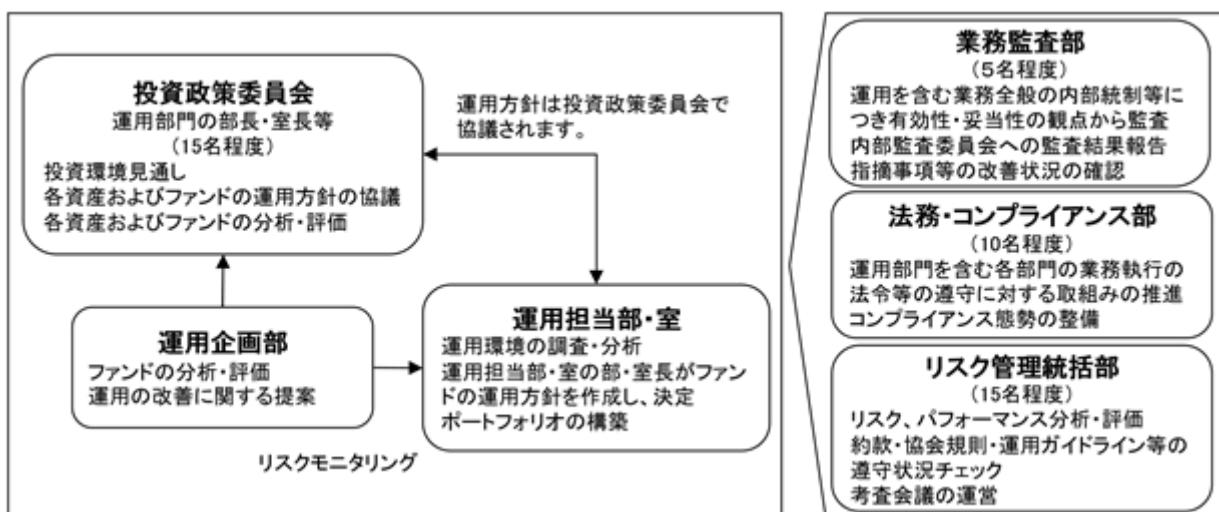
7. 金銭を信託する信託の受益権および金銭債権を信託する信託の受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号または第2号で定めるもの  
前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記の1.から4.までに掲げる金融商品により運用することができます。

(3) 【運用体制】  
委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャー／アナリスト服務規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織



<受託会社に対する管理体制等>

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性について、監査人による報告書を定期的に受託会社より受取っています。

上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、第1から第2計算期間末には、分配を行いません。

1. 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益（ニッセイ日本インカムオープンマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます）および売買益（評価益を含みます。ただし、ニッセイ日本インカムオープンマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を除きます）等の全額とします。

2. 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。原則として配当等収益等を中心に分配を行うことを目指しますが、売買益（評価益を含みます）が発生した場合には、配当等収益に売買益（評価益を含みます）等を加えた額から分配を行うこともあります。ただし分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

3. 留保益の運用方針

留保益（収益分配に充てず信託財産に留保した収益）については、元本部分と同一の運用を行います。

#### 分配時期

毎決算日とし、決算日は毎月20日（年12回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。

#### 支払方法

<分配金受取コースの場合>

税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

<分配金再投資コースの場合>

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

### （5）【投資制限】

#### a 約款に定める主な投資制限

株式への投資は転換社債の転換および新株予約権の行使による取得に限るものとし、実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。なお、ここでいう新株予約権とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）の新株予約権をいいます。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

#### b 約款に定めるその他の投資制限

##### 投資する株式の範囲

投資する株式は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。

##### 信用取引の範囲

1. 信託財産を効率的に運用するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
2. 前記1.の信用取引は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

### 先物取引等

1. 国内の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ）。
2. 国内の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。
3. 国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

### スワップ取引

1. 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます）を行うことができます。
2. スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下当該3.において同じ）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部を解約するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合をかけた額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

### 金利先渡取引および為替先渡取引

1. 信託財産に属する資産を効率的に運用するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

### 有価証券の貸付けおよび範囲

1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることができます。
  - . 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - . 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する契約の一部を解約するものとします。
3. 有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れを行うものとします。

### 有価証券の空売り

1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産において有しない有価証券または後記 の規定により借り入れた有価証券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
2. 前記1.の売付けは、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

#### 有価証券の借入れ

1. 信託財産を効率的に運用するため、有価証券の借入れを行うことができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供を行うものとします。
2. 前記1.は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するものとします。
4. 前記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払われます。

#### 外国為替予約等

1. 信託財産を効率的に運用するため、外国為替の売買の予約取引を行なうことができます。
2. 前記1.の予約取引は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引については、この限りではありません。
3. 前記2.の限度額を超えることとなった場合には、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引を行なうものとします。
4. 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
5. 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 資金の借入れ

1. 信託財産を効率的に運用ならびに安定的に運用するため、一部解約にともなう支払資金の手当て（一部解約にともなう支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます）を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約にともなう支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れを行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支払われます。

c 法令に定める投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

信用リスク集中回避（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいいます）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行わないものとします。

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとします。

### 3【投資リスク】

ファンド（マザーファンドを含みます）は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

#### （1）投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

・債券投資リスク

金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。

信用リスク

債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合（債務不履行）、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。

期限前償還リスク

期限前償還リスクとは、債券の発行体が満期前償還の権利行使した場合、当該債券の当初満期日までの期間を別の投資手段で運用することになることから、当初予定されていた運用収益が得られない可能性をいいいます。特に金利低下局面において当該リスクは大きくなる傾向があります。

・流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

・収益分配金に関する留意点

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、収益分配金が支払われるとき、その金額相当分、基準価額は下がります。

収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

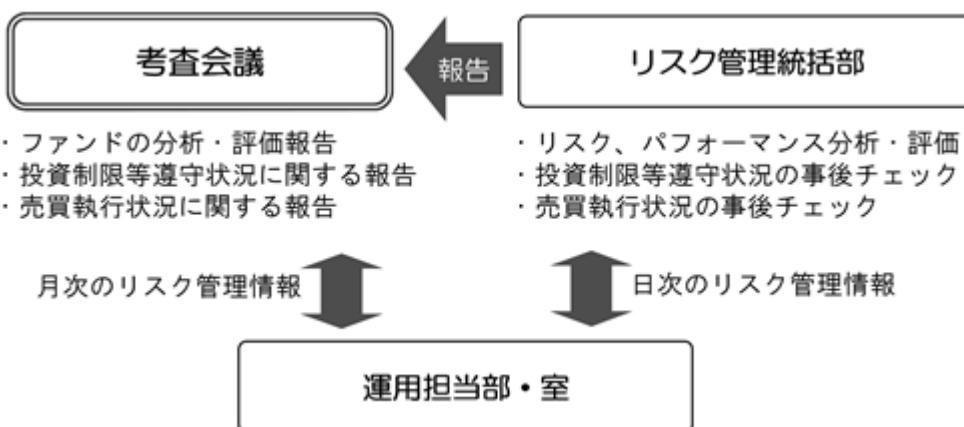
- ・短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

- ・ファミリーファンド方式に関する留意点

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

## ( 2 ) 投資リスク管理体制



1. リスク管理統括部が、以下の通り管理を行います。

- ・運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の検討会議で報告します。
- ・売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の検討会議で報告します。

2. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

上記投資リスク管理体制は、今後変更となる場合があります。

**(参考情報)** 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

①ファンドの年間騰落率および

税引前分配金再投資基準価額の推移



②ファンドと代表的な資産クラスとの

騰落率の比較



- ・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
- ・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間におけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指標>

- 日本 株 … TOPIX(東証株価指数)(配当込み)
- 先進国株 … MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債 … NOMURA-BPI 国債
- 先進国債 … シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・海外の指標は、「為替ヘッジなし(対円)」の指標を採用しています。

！前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- ・TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など同指標に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIX(東証株価指数)の商標または標章に関するすべての権利は東証が有しています。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指標です。同指標に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指標です。同指標に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI 国債とは、野村證券株式会社が公表している指標で、その知的財産は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCが開発した債券指標で、著作権、商標権、知的財産権、その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

## 4 【手数料等及び税金】

### ( 1 ) 【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に1.62%（税抜1.5%）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

手数料率は変更となる場合があります。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。

償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

前記についての詳細は、販売会社にお問合せください。なお、販売会社につきましては、以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

### ( 2 ) 【換金（解約）手数料】

ありません。

### ( 3 ) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に信託報酬率をかけた額とします。信託報酬率（年率）とその配分は毎期、計算期間開始日の前月末（第1計算期間については当初設定日の前月末）における日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り（終値）に応じて以下の通り決定するものとします。

新発10年固定利付 国債の利回り（終値）	信託報酬率	配分（税抜）		
		委託会社	販売会社	受託会社
0.5%未満	0.1566%（税抜0.145%）	0.050%	0.075%	0.020%
0.5%以上 1%未満	0.3456%（税抜0.320%）	0.150%	0.150%	0.020%
1%以上 3%未満	0.4644%（税抜0.430%）	0.200%	0.200%	0.030%
3%以上 4%未満	0.5832%（税抜0.540%）	0.250%	0.250%	0.040%
4%以上 5%未満	0.8100%（税抜0.750%）	0.350%	0.350%	0.050%
5%以上	0.9180%（税抜0.850%）	0.400%	0.400%	0.050%

前記の信託報酬については、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

### ( 4 ) 【その他の手数料等】

#### 証券取引の手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。この他に、先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産中から支払います。

#### 監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の監査報酬率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

純資産総額	監査報酬率
100億円超 の部分	年 0.00216%（税抜0.002%）
50億円超 100億円以下 の部分	年 0.00324%（税抜0.003%）
10億円超 50億円以下 の部分	年 0.00540%（税抜0.005%）
10億円以下 の部分	年 0.01080%（税抜0.010%）

### 信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

### 借入金の利息

信託財産において一部解約金の支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財産中から支払います。

### 信託財産留保額

ありません。

上記の 、 の費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「4 手数料等及び税金」に記載している費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

### <ご参考>

「4 手数料等及び税金」の「(1) 申込手数料」から「(4) その他の手数料等」までに記載の主な手数料において、当該手数料を対価とする役務の内容・収受先等は次の通りです。

申込手数料	投資者のファンドの取得時に、販売会社からの商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売会社における当該取得にかかる事務手続き等の対価として販売会社が收受
信託報酬のうち 「委託会社」の報酬	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価として委託会社が收受
信託報酬のうち 「販売会社」の報酬	投資者（受益者）へのファンド購入後の情報提供・運用報告書等各種書類の送付、また口座内のファンドの管理および事務手続き等の対価として販売会社が收受
信託報酬のうち 「受託会社」の報酬	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価として受託会社が收受
証券取引の手数料	有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料
監査費用	公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用
借入金の利息	受託会社等から一時的に資金を借入れた場合に発生する利息

### (5) 【課税上の取扱い】

#### 課税対象

分 配 時 : 分配時の「普通分配金」に対して課税されます。  
「元本払戻金（特別分配金）」は非課税です。

解約請求・償還時 : 個人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額と取得価額の差益に対して課税されます。  
法人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して課税されます。

買 取 請 求 時 : 買取請求時の買取価額と取得価額の差益に対して課税されます。

申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます。

## 個人の課税の取扱い

- 分 配 時：分配時の普通分配金は、上場株式等の配当所得として、以下の税率により源泉徴収され申告不要制度が適用されます。  
なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません）または申告分離課税を選択することもできます。
- 解約請求・償還・買取請求時：解約請求、償還および買取請求時の差益は、上場株式等の譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税の対象となり確定申告を行う必要があります。ただし、源泉徴収選択口座（特定口座）を選択した場合、申告不要制度が適用されます。

### 税率（個人）

2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%・地方税5%）
2038年 1月 1日以降	20%（所得税15%・地方税5%）

税率は原則として20%（所得税15%・地方税5%）ですが、2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

確定申告等により、解約請求、償還および買取請求時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます）の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）等との損益通算が可能です。また、解約請求、償還および買取請求時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）等については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

### <少額投資非課税制度について>

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

## 法人の課税の取扱い（分配時、解約請求・償還時）

分配時の普通分配金、解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して以下の税率により源泉徴収されます。

益金不算入制度の適用はありません。

### 税率（法人）

2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%）
2038年 1月 1日以降	15%（所得税15%）

税率は原則として15%（所得税のみ）ですが、2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

## 個別元本

- 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎

に、分配金受取コースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

### 普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

収益分配金は分配前の受益者の個別元本と基準価額の関係により、課税扱いの普通分配金と、個別元本の一部払戻しに相当する非課税扱いの元本払戻金（特別分配金）に区分されます。

普通分配金	元本払戻金（特別分配金）
<p>分配前の受益者の個別元本</p> <p>分配前の基準価額</p> <p>分配金</p> <p>分配金落ち後の基準価額</p> <p>全額が普通分配金（課税）</p> <p>分配後の受益者の個別元本（変更なし）</p>	<p>分配前の受益者の個別元本</p> <p>分配前の基準価額</p> <p>分配金</p> <p>分配金落ち後の基準価額</p> <p>普通分配金（課税）</p> <p>元本払戻金（特別分配金）（非課税）</p> <p>分配後の受益者の個別元本</p>

収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額以上の場合、収益分配金の全額が普通分配金となります。

収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が普通分配金となります。

投資者によっては非課税扱いとなる場合があります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

## 5 【運用状況】

### ( 1 ) 【投資状況】

#### 「ニッセイ日本インカムオーブン」

( 2017年9月29日現在 )

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	81,109,337,795	100.00
内 日本	81,109,337,795	100.00
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	311,737	0.00
純資産総額	81,109,026,058	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

#### (参考情報)

#### 「ニッセイ日本インカムオーブン マザーファンド」

( 2017年9月29日現在 )

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	2,250,792,000	1.88
内 日本	2,250,792,000	1.88
地方債証券	103,918,900	0.09
内 日本	103,918,900	0.09
特殊債券	6,825,703,842	5.72
内 日本	6,825,703,842	5.72
社債券	105,131,273,169	88.04
内 日本	105,131,273,169	88.04
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	5,095,842,731	4.27
純資産総額	119,407,530,642	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

### ( 2 ) 【投資資産】

#### 「ニッセイ日本インカムオーブン」

##### 【投資有価証券の主要銘柄】

( 2017年9月29日現在 )

	銘柄名 地域	種類	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 評価金額(円)	利率 (%) 償還日	投資 比率
1	ニッセイ日本インカムオーブン マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券	68,748,379,213	1.1816 81,239,400,712	1.1798 81,109,337,795	- -	100.00%

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

##### 種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	親投資信託受益証券	100.00
	小計		100.00
合 計(対純資産総額比)			100.00

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各種類及び各業種の評価金額の比率であります。

##### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】  
該当事項はありません。

(参考情報)  
「ニッセイ日本インカムオープン マザーファンド」

投資有価証券の主要銘柄

(2017年9月29日現在)

	銘柄名 地域	種類	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 評価金額(円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	第6回 三菱UFJ信託銀行 劣後特約付 日本	社債券	1,900,000,000	104.42 1,984,097,800	104.31 1,981,910,900	1.900000 2020/3/2	1.66%
2	第6回 凸版印刷 日本	社債券	1,800,000,000	104.15 1,874,773,800	104.00 1,872,016,200	0.932000 2023/1/27	1.57%
3	第67回 新日本製鐵 日本	社債券	1,800,000,000	104.10 1,873,967,400	103.97 1,871,564,400	1.293000 2021/3/19	1.57%
4	第31回 京王電鉄 日本	社債券	1,700,000,000	104.23 1,772,030,700	104.09 1,769,681,300	1.199000 2021/7/28	1.48%
5	第16回 豊田通商 日本	社債券	1,500,000,000	104.97 1,574,692,500	104.82 1,572,360,000	1.350000 2021/12/8	1.32%
6	第12回 セブン&アイ・ ホールディングス 日本	社債券	1,500,000,000	104.32 1,564,939,500	103.99 1,559,995,500	0.781000 2025/6/20	1.31%
7	第46回 住友商事 日本	社債券	1,500,000,000	103.57 1,553,680,500	103.45 1,551,790,500	0.884000 2022/12/12	1.30%
8	第1回 住友生命第5回基金 流動化特定目的会社 日本	社債券	1,500,000,000	100.72 1,510,851,316	100.72 1,510,851,316	1.120000 2018/8/8	1.27%
9	第17回 パナソニック 日本	社債券	1,500,000,000	100.88 1,513,320,000	100.52 1,507,915,500	0.470000 2026/9/18	1.26%
10	第26回 住友電気工業 日本	社債券	1,500,000,000	100.34 1,505,113,500	99.97 1,499,587,500	0.300000 2027/3/1	1.26%
11	第7回 みずほコーポレート 銀行劣後特約付 日本	社債券	1,400,000,000	104.14 1,458,009,000	104.05 1,456,751,800	2.500000 2019/6/3	1.22%
12	第47回 住友商事 日本	社債券	1,400,000,000	103.75 1,452,526,600	103.55 1,449,802,200	0.858000 2023/10/23	1.21%
13	第1回 三井住友信託銀行劣 後特約付 日本	社債券	1,300,000,000	106.18 1,380,346,500	105.98 1,377,842,700	1.389000 2022/9/20	1.15%
14	第1回 第2回財政融資マス タートラスト特定目的会社 日本	社債券	1,300,000,000	101.30 1,316,913,936	101.30 1,316,913,936	1.980000 2018/6/20	1.10%
15	第82回 利付国債(20 年) 日本	国債証券	1,100,000,000	117.21 1,289,310,000	116.77 1,284,481,000	2.100000 2025/9/20	1.08%
16	第72回 三菱地所 日本	社債券	1,100,000,000	114.54 1,259,948,800	114.07 1,254,809,600	2.280000 2024/9/20	1.05%
17	第171回 オリックス 日本	社債券	1,200,000,000	104.51 1,254,194,400	104.34 1,252,188,000	1.126000 2023/4/28	1.05%
18	第4回 ファーストリテイリ ング 日本	社債券	1,200,000,000	103.94 1,247,368,800	103.59 1,243,129,200	0.749000 2025/12/18	1.04%
19	第32回 相鉄ホールディン グス 日本	社債券	1,200,000,000	102.35 1,228,249,200	102.01 1,224,199,200	0.580000 2025/1/28	1.03%

20	第1回 明治安田生命2014基金特定目的会社 日本	社債券	1,200,000,000	100.46 1,205,520,000	100.45 1,205,403,600	0.510000 2019/8/7	1.01%
21	第2回 J オイルミルズ 日本	社債券	1,200,000,000	100.40 1,204,807,700	100.04 1,200,582,000	0.370000 2027/5/28	1.01%
22	第7回 キッコーマン 日本	社債券	1,100,000,000	105.20 1,157,206,600	105.03 1,155,371,800	1.312000 2021/12/15	0.97%
23	第18回 KDDI 日本	社債券	1,100,000,000	103.37 1,137,154,700	103.29 1,136,192,200	1.573000 2019/12/20	0.95%
24	第8回 りそな銀行劣後特約付 日本	社債券	1,000,000,000	106.21 1,062,185,000	106.06 1,060,651,000	1.878000 2021/6/1	0.89%
25	第14回 成田国際空港 日本	社債券	1,000,000,000	104.61 1,046,102,000	104.44 1,044,411,000	0.894000 2023/7/24	0.87%
26	第14回 パナソニック 日本	社債券	1,000,000,000	104.63 1,046,308,000	104.30 1,043,028,000	0.934000 2025/3/19	0.87%
27	第3回 富士フィルムホールディングス 日本	社債券	1,000,000,000	103.69 1,036,966,000	103.61 1,036,101,000	0.882000 2022/12/2	0.87%
28	第70回 新日本製鐵 日本	社債券	1,000,000,000	103.81 1,038,104,000	103.59 1,035,963,000	0.951000 2022/6/20	0.87%
29	第37回 西日本旅客鉄道 日本	社債券	1,000,000,000	102.52 1,025,281,000	102.18 1,021,821,000	0.520000 2024/12/12	0.86%
30	第13回 電源開発 日本	社債券	900,000,000	113.42 1,020,817,800	112.94 1,016,519,400	2.040000 2025/6/20	0.85%

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

#### 種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率(%)
公社債券	国内	国債証券	1.88
		地方債証券	0.09
		特殊債券	5.72
		社債券	88.04
		小計	95.73
合計(対純資産総額比)			95.73

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各種類及び各業種の評価金額の比率であります。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### (3) 【運用実績】

#### 「ニッセイ日本インカムオープン」

##### 【純資産の推移】

2017年9月29日現在、同日前1年以内における各月末及び各定期期末の純資産の推移は次のとおりであります。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第3定期期末 (2008年3月21日)	10,915,186	10,925,936	1.0154	1.0164
第4定期期末 (2008年9月22日)	5,812,905	5,818,736	0.9968	0.9978
第5定期期末 (2009年3月23日)	6,991,552	6,998,563	0.9972	0.9982

第6特定期間末 (2009年9月24日)	19,137,204	19,156,116	1.0119	1.0129
第7特定期間末 (2010年3月23日)	11,782,699,607	11,800,101,324	1.0156	1.0171
第8特定期間末 (2010年9月21日)	142,591,255,334	142,800,473,842	1.0223	1.0238
第9特定期間末 (2011年3月22日)	250,313,219,473	250,686,098,918	1.0069	1.0084
第10特定期間末 (2011年9月20日)	219,908,751,018	220,236,272,052	1.0072	1.0087
第11特定期間末 (2012年3月21日)	210,552,663,516	210,871,630,031	0.9902	0.9917
第12特定期間末 (2012年9月20日)	186,518,862,469	186,800,731,090	0.9926	0.9941
第13特定期間末 (2013年3月21日)	162,129,669,644	162,374,609,987	0.9929	0.9944
第14特定期間末 (2013年9月20日)	139,276,956,580	139,489,757,129	0.9817	0.9832
第15特定期間末 (2014年3月20日)	130,622,951,372	130,822,880,232	0.9800	0.9815
第16特定期間末 (2014年9月22日)	125,693,169,662	125,886,509,099	0.9752	0.9767
第17特定期間末 (2015年3月20日)	119,966,925,459	120,152,003,609	0.9723	0.9738
第18特定期間末 (2015年9月24日)	114,358,981,389	114,537,089,663	0.9631	0.9646
第19特定期間末 (2016年3月22日)	99,394,731,892	99,497,536,524	0.9668	0.9678
第20特定期間末 (2016年9月20日)	89,393,274,132	89,486,313,016	0.9608	0.9618
第21特定期間末 (2017年3月21日)	86,008,828,200	86,098,911,335	0.9548	0.9558
第22特定期間末 (2017年9月20日)	80,625,397,503	80,710,350,947	0.9491	0.9501
2016年9月末日	89,321,140,007	-	0.9622	-
10月末日	88,384,316,483	-	0.9594	-
11月末日	87,375,512,421	-	0.9569	-
12月末日	86,901,127,682	-	0.9566	-
2017年1月末日	86,413,819,178	-	0.9545	-
2月末日	86,150,749,350	-	0.9556	-
3月末日	86,733,355,763	-	0.9538	-
4月末日	84,553,615,342	-	0.9547	-
5月末日	83,946,355,202	-	0.9522	-
6月末日	82,953,911,014	-	0.9493	-
7月末日	81,579,181,758	-	0.9489	-
8月末日	80,974,131,580	-	0.9510	-
9月末日	81,109,026,058	-	0.9475	-

**【分配の推移】**

	1口当たりの分配金(円)
第3特定期間	0.0060
第4特定期間	0.0060
第5特定期間	0.0060
第6特定期間	0.0060
第7特定期間	0.0085
第8特定期間	0.0090
第9特定期間	0.0090
第10特定期間	0.0090
第11特定期間	0.0090
第12特定期間	0.0090
第13特定期間	0.0090
第14特定期間	0.0090
第15特定期間	0.0090
第16特定期間	0.0090
第17特定期間	0.0090
第18特定期間	0.0090
第19特定期間	0.0060
第20特定期間	0.0060
第21特定期間	0.0060
第22特定期間	0.0060

**【収益率の推移】**

	収益率(%)
第3特定期間	1.9
第4特定期間	1.2
第5特定期間	0.6
第6特定期間	2.1
第7特定期間	1.2
第8特定期間	1.5
第9特定期間	0.6
第10特定期間	0.9
第11特定期間	0.8
第12特定期間	1.2
第13特定期間	0.9
第14特定期間	0.2
第15特定期間	0.7
第16特定期間	0.4
第17特定期間	0.6
第18特定期間	0.0
第19特定期間	1.0
第20特定期間	0.0
第21特定期間	0.0
第22特定期間	0.0

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落の額）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた額により算出しております（第1特定期間については、前特定期間末分配落基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）。

( 4 ) 【設定及び解約の実績】

「ニッセイ日本インカムオープン」

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第3特定期間	-	20,000,000	10,750,000
第4特定期間	81,522	5,000,000	5,831,522
第5特定期間	2,694,436	1,514,874	7,011,084
第6特定期間	17,121,508	5,220,041	18,912,551
第7特定期間	11,854,039,487	271,807,148	11,601,144,890
第8特定期間	144,393,339,699	16,515,478,697	139,479,005,892
第9特定期間	154,716,963,423	45,609,672,217	248,586,297,098
第10特定期間	41,056,078,004	71,295,018,806	218,347,356,296
第11特定期間	42,128,167,737	47,831,180,054	212,644,343,979
第12特定期間	31,414,024,484	56,145,953,991	187,912,414,472
第13特定期間	18,772,214,583	43,391,066,508	163,293,562,547
第14特定期間	12,972,118,012	34,398,647,581	141,867,032,978
第15特定期間	15,249,825,584	23,830,951,628	133,285,906,934
第16特定期間	14,794,589,333	19,187,538,111	128,892,958,156
第17特定期間	12,258,595,051	17,766,119,597	123,385,433,610
第18特定期間	11,696,302,202	16,342,885,956	118,738,849,856
第19特定期間	6,331,608,206	22,265,825,292	102,804,632,770
第20特定期間	5,832,673,040	15,598,420,982	93,038,884,828
第21特定期間	6,483,009,494	9,438,758,541	90,083,135,781
第22特定期間	7,455,026,851	12,584,718,429	84,953,444,203

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

<参考情報>



### 3.運用実績

2017年9月末現在

#### ●基準価額・純資産の推移



・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

基準価額	9,475円
純資産総額	811億円
<b>●分配の推移 1万口当り(税引前)</b>	
2017年 5月	10円
2017年 6月	10円
2017年 7月	10円
2017年 8月	10円
2017年 9月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	1,655円

#### ●主要な資産の状況(マザーファンド)



・上記グラフはすべて対組入債券評価額比です。

・社債には、公社公団債等の一部の特殊債券を含みます。

・格付は、R&I、JCR、Moody's、S&Pのうち、上位の格付を採用しております。また、平均格付とは、上記作成基準日時点でのマザーファンドが保有している有価証券の信用格付を加重平均したものであり、当ファンドの信用格付ではありません。

■ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

2017年9月末現在

### 3.運用実績

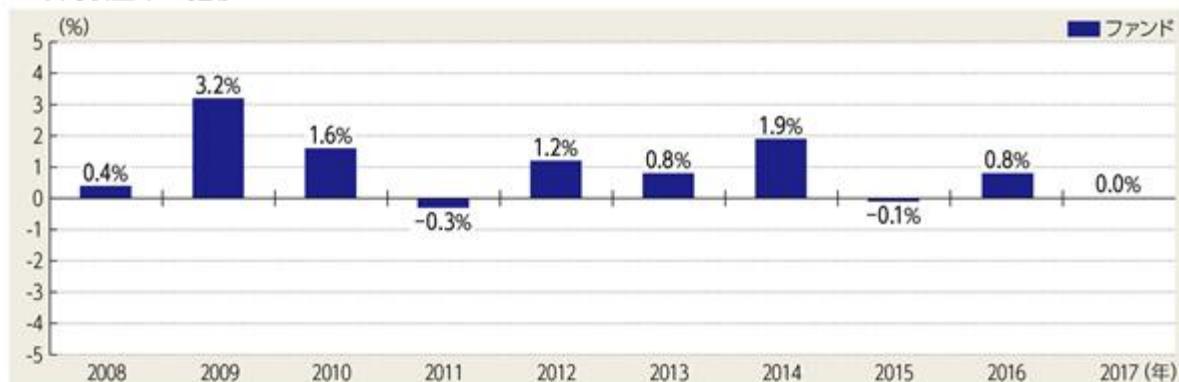
#### ●組入上位銘柄(マザーファンド)

	銘柄	種別	償還日	比率
1	第6回 三菱UFJ信託銀行劣後特約付	社債	2020/03/02	1.7%
2	第6回 凸版印刷	社債	2023/01/27	1.6%
3	第67回 新日本製鐵	社債	2021/03/19	1.6%
4	第31回 京王電鉄	社債	2021/07/28	1.5%
5	第16回 豊田通商	社債	2021/12/08	1.4%
6	第12回 セブン&アイ・ホールディングス	社債	2025/06/20	1.4%
7	第46回 住友商事	社債	2022/12/12	1.4%
8	第1回 住友生命第5回基金流動化特定目的会社	ABS債	2018/08/08	1.3%
9	第17回 パナソニック	社債	2026/09/18	1.3%
10	第26回 住友電気工業	社債	2027/03/01	1.3%

・比率は対組入債券評価額比です。

・社債には、公社公団債等の一部の特殊債券を含みます。

#### ●年間收益率の推移



・ファンドにはベンチマークはありません。

・ファンド收益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

・2017年は年始から上記作成基準日までの收益率です。

■ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。  
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### 申込受付

販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付けを行います。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた申込みの受付けを取消すことがあります。

#### 取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。

分配金再投資コースを選択した場合、販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含みます）を締結します。なお、販売会社によっては、定期引出契約を締結できる場合があります。

#### 申込単位

各販売会社が定める単位とします。

販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

#### 申込価額（発行価額）

取得申込受付日の基準価額とします。

#### 販売価額

申込価額に申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

#### 申込手数料

取得申込受付日の基準価額に1.62%（税抜1.5%）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

手数料率は変更となる場合があります。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。

償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

#### その他

1. ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

2. 定期引出契約とは、分配金再投資コースにおいて、分配金を再投資せず、定期的に分配金を受取るための契約です。

3. 償還乗換優遇とは、償還金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込手数料の無料または割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めることができます。

4. 換金乗換優遇とは、解約（買取）金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込手数料の割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めることができます。

5. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

## 2 【換金（解約）手続等】

### 換金受付

販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付けを中止することがあります。

### 換金方法

「解約請求」および「買取請求」の2つの方法があります。

### 換金単位

1口単位あるいは1万口単位です。

販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

### 換金価額

<解約請求の場合>

解約価額：解約請求受付日の基準価額とします。

<買取請求の場合>

買取価額：買取請求受付日の基準価額とします（税法上の一定の要件を満たしている場合）。それ以外の場合は、買取請求受付日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差引いた額とします。

換金方法および受益者によって課税上の取扱いが異なります。詳細は「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご確認ください。

換金手数料はありません。

### 信託財産留保額

ありません。

### 支払開始日

解約請求受付日または買取請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。

### その他

1. 受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
2. 換金請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受けたものとして前記の規定に準じて算出した価額とします。
3. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

受益証券をお手許で保有している方は、換金請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

### 3 【資産管理等の概要】

#### ( 1 ) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。

ファンドおよびマザーファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

主な投資資産	評価方法の概要
マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
国内債券	価格情報会社の提供する価額等で評価します。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法で評価します。

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

#### ( 2 ) 【保管】

該当事項はありません。

#### ( 3 ) 【信託期間】

無期限です。

#### ( 4 ) 【計算期間】

毎月21日から翌月20日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

#### ( 5 ) 【その他】

繰上償還

1. 委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- . 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき
- . 信託契約の一部を解約することにより、または当ファンドの主要投資対象であるニッセイ日本インカムオーブンマザーファンドに投資する他のベビーファンドの解約により当該マザーファンドの受益権の総口数が100億口を下回ることとなったとき
- . この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
- . やむを得ない事情が発生したとき

2. 委託会社は、前記1.により解約するときには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- 3．前記2．の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。
- 4．前記3．の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、前記1．の信託契約の解約をしません。
- 5．委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6．前記3．から5．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3．の一定の期間を1ヵ月以上設けることが困難な場合には適用しません。
- 7．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。
- 8．委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「 約款の変更 4．」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。
- 9．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は後記「 約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。
- 10．償還金については、原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合は翌営業日から起算して5営業日目）までにお支払いします。

#### 約款の変更

- 1．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することができます。この場合、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 2．委託会社は、前記1．の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 3．前記2．の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てができる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。
- 4．前記3．の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、前記1．の約款の変更をしません。
- 5．委託会社は、当該約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6．委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは前記1．から5．の規定にしたがいます。

#### 反対者の買取請求権

前記「 繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「 約款の変更」に規定する約款の変更を行う場合において、「 繰上償還 3．」または「 約款の変更 3．」の一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。ただし、当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定します。

## 公告

電子公告により行い、委託会社のホームページ（<http://www.nam.co.jp/>）に掲載します。

電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の  
公告は、日本経済新聞に掲載します。

## 運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの3月および9月の計算期間の末日毎および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

- ・交付運用報告書は、販売会社を通じてファンドの知られたる受益者に交付します。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（<http://www.nam.co.jp/>）に掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付します。

## 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

## 関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

## 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

### （1）収益分配金に対する請求権

受益者には、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利があります。

分配金受取コースの場合、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

分配金再投資コースの場合、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

### （2）償還金に対する請求権

受益者には、持分に応じて償還金を請求する権利があります。原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

### （3）解約請求権

受益者には、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

### （4）帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### （5）反対者の買取請求権

前記「3 資産管理等の概要 （5）その他 反対者の買取請求権」の項をご参照ください。

### 第3【ファンドの経理状況】

1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月(特定期間)ごとに作成しております。

3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2017年3月22日から2017年9月20日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

## 1 【財務諸表】

### 【ニッセイ日本インカムオーブン】

#### ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位 : 円 )

	第21特定期間 (2017年3月21日現在)	第22特定期間 (2017年9月20日現在)
<strong>資産の部</strong>		
<strong>流動資産</strong>		
金銭信託	105,325	218,718
コール・ローン	8,189,601	7,934,539
親投資信託受益証券	86,010,314,559	80,625,697,307
未収入金	256,291,779	268,408,885
流動資産合計	<u>86,274,901,264</u>	<u>80,902,259,449</u>
<strong>資産合計</strong>	<u>86,274,901,264</u>	<u>80,902,259,449</u>
<strong>負債の部</strong>		
<strong>流動負債</strong>		
未払収益分配金	90,083,135	84,953,444
未払解約金	165,112,572	181,333,659
未払受託者報酬	1,476,989	1,435,730
未払委託者報酬	9,231,224	8,973,354
その他未払費用	169,144	165,759
流動負債合計	<u>266,073,064</u>	<u>276,861,946</u>
<strong>負債合計</strong>	<u>266,073,064</u>	<u>276,861,946</u>
<strong>純資産の部</strong>		
<strong>元本等</strong>		
元本	90,083,135,781	84,953,444,203
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	<u>4,074,307,581</u>	<u>4,328,046,700</u>
<strong>純資産合計</strong>	<u>86,008,828,200</u>	<u>80,625,397,503</u>
<strong>負債純資産合計</strong>	<u>86,274,901,264</u>	<u>80,902,259,449</u>

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第21特定期間 (自2016年9月21日 至2017年3月21日)	第22特定期間 (自2017年3月22日 至2017年9月20日)
<b>営業収益</b>		
受取利息	24	18
有価証券売買等損益	58,478,653	88,944,754
営業収益合計	58,478,677	88,944,772
<b>営業費用</b>		
支払利息	1,206	1,400
受託者報酬	9,397,825	9,029,021
委託者報酬	58,736,643	56,431,643
その他費用	1,074,360	1,038,238
営業費用合計	69,210,034	66,500,302
営業利益又は営業損失( )	10,731,357	22,444,470
経常利益又は経常損失( )	10,731,357	22,444,470
当期純利益又は当期純損失( )	10,731,357	22,444,470
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	2,785,592	336,972
期首剩余金又は期首次損金( )	3,645,610,696	4,074,307,581
剩余金増加額又は欠損金減少額	412,316,980	603,461,266
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	412,316,980	603,461,266
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剩余金減少額又は欠損金増加額	282,158,296	356,612,227
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	282,158,296	356,612,227
分配金	545,338,620	523,369,600
期末剩余金又は期末欠損金( )	4,074,307,581	4,328,046,700

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの特定期間  当ファンドは、原則として毎年3月20日及び9月20日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間末日が休業日のため、2017年3月22日から2017年9月20日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	第21特定期間 (2017年3月21日現在)	第22特定期間 (2017年9月20日現在)
1. 受益権総口数	90,083,135,781口	84,953,444,203口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	4,074,307,581円	4,328,046,700円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9548円 (9,548円)	0.9491円 (9,491円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第21特定期間 (自2016年9月21日 至2017年3月21日)	第22特定期間 (自2017年3月22日 至2017年9月20日)
1. 分配金の計算過程	<p>(自2016年9月21日 至2016年10月20日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(81,553,685円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,334,417,390円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は1,415,971,075円(1口当たり0.015344円)であり、うち92,281,223円(1口当たり0.001000円)を分配金額としております。</p> <p>(自2016年10月21日 至2016年11月21日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(84,619,332円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,313,653,743円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は1,398,273,075円(1口当たり0.015272円)であり、うち91,558,560円(1口当たり0.001000円)を分配金額としております。</p>	<p>(自2017年3月22日 至2017年4月20日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(76,376,493円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,253,119,544円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は1,329,496,037円(1口当たり0.014693円)であり、うち90,487,520円(1口当たり0.001000円)を分配金額としております。</p> <p>(自2017年4月21日 至2017年5月22日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(72,700,925円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,206,349,230円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は1,279,050,155円(1口当たり0.014523円)であり、うち88,073,087円(1口当たり0.001000円)を分配金額としております。</p>

(自2016年11月22日 至2016年12月20日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(80,256,169円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,296,775,224円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は1,377,031,393円(1口当たり0.015160円)であり、うち90,831,802円(1口当たり0.001000円)を分配金額としてあります。

(自2016年12月21日 至2017年1月20日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(85,959,683円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,283,413,628円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は1,369,373,311円(1口当たり0.015113円)であり、うち90,607,842円(1口当たり0.001000円)を分配金額としてあります。

(自2017年1月21日 至2017年2月20日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(78,184,931円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,270,158,446円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は1,348,343,377円(1口当たり0.014986円)であり、うち89,976,058円(1口当たり0.001000円)を分配金額としてあります。

(自2017年2月21日 至2017年3月21日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(76,649,938円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,260,346,095円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は1,336,996,033円(1口当たり0.014842円)であり、うち90,083,135円(1口当たり0.001000円)を分配金額としてあります。

(自2017年5月23日 至2017年6月20日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(64,511,487円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,186,834,287円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は1,251,345,774円(1口当たり0.014262円)であり、うち87,741,523円(1口当たり0.001000円)を分配金額としてあります。

(自2017年6月21日 至2017年7月20日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(63,573,117円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,150,272,996円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は1,213,846,113円(1口当たり0.013999円)であり、うち86,711,918円(1口当たり0.001000円)を分配金額としてあります。

(自2017年7月21日 至2017年8月21日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(74,903,435円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,110,384,618円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は1,185,288,053円(1口当たり0.013879円)であり、うち85,402,108円(1口当たり0.001000円)を分配金額としてあります。

(自2017年8月22日 至2017年9月20日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(61,771,027円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,094,586,548円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は1,156,357,575円(1口当たり0.013612円)であり、うち84,953,444円(1口当たり0.001000円)を分配金額としてあります。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	第21特定期間 (自2016年9月21日 至2017年3月21日)	第22特定期間 (自2017年3月22日 至2017年9月20日)
1 . 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2 . 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3 . 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左
4 . 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第21特定期間 (2017年3月21日現在)	第22特定期間 (2017年9月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第21特定期間 (2017年3月21日現在)	第22特定期間 (2017年9月20日現在)
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	216,240,741	25,787,094
合計	216,240,741	25,787,094

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本額の変動

項目	第21特定期間 (2017年3月21日現在)	第22特定期間 (2017年9月20日現在)
期首元本額	93,038,884,828円	90,083,135,781円
期中追加設定元本額	6,483,009,494円	7,455,026,851円
期中一部解約元本額	9,438,758,541円	12,584,718,429円

( 4 ) 【附属明細表】( 2017年9月20日現在 )

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柏	券面総額又は口数	評価額 ( 円 )	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ日本インカムオープン マザーファンド	68,228,566,732	80,625,697,307	
親投資信託受益証券 合計		68,228,566,732	80,625,697,307	
合計		68,228,566,732	80,625,697,307	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第 4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第 5 商品明細表

該当事項はありません。

第 6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第 7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第 8 借入金明細表

該当事項はありません。

## （参考）

開示対象ファンド（ニッセイ日本インカムオープン）は、「ニッセイ日本インカムオープン マザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。開示対象ファンドの開示対象期間末日（以下、「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります、それらは監査意見の対象外であります。

## 「ニッセイ日本インカムオープン マザーファンド」の状況

貸借対照表

(単位：円)

	(2017年3月21日現在)	(2017年9月20日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	46,197,211	62,377,902
コール・ローン	3,592,094,642	2,262,917,238
国債証券	2,196,117,000	2,259,068,000
地方債証券	1,650,477,000	104,186,900
特殊債券	11,403,112,832	7,249,898,113
社債券	106,266,390,128	105,929,141,664
未収入金	-	1,372,345,000
未収利息	309,464,177	270,873,803
前払費用	-	19,178
流動資産合計	125,463,852,990	119,510,827,798
資産合計	125,463,852,990	119,510,827,798
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	-	1,499,035,000
未払解約金	327,374,377	284,327,788
その他未払費用	10,882	3,792
流動負債合計	327,385,259	1,783,366,580
負債合計	327,385,259	1,783,366,580
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	106,013,543,406	99,623,231,135
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	19,122,924,325	18,104,230,083
純資産合計	125,136,467,731	117,727,461,218
負債純資産合計	125,463,852,990	119,510,827,798

## 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。ただし、買付後の最初の利払日までは個別法に基づいております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法によっております。
--------------------	--

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(2017年3月21日現在)	(2017年9月20日現在)
1. 受益権総口数	106,013,543,406口	99,623,231,135口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,1804円 (11,804円)	1,1817円 (11,817円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	(自 2016年9月21日 至 2017年3月21日)	(自 2017年3月22日 至 2017年9月20日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っています。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

**金融商品の時価等に関する事項**

項目	(2017年3月21日現在)	(2017年9月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左

**(有価証券に関する注記)**

**売買目的有価証券**

種類	(2017年3月21日現在)	(2017年9月20日現在)
	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
国債証券	42,071,000	5,201,000
地方債証券	15,681,200	334,900
特殊債券	113,374,090	43,715,100
社債券	364,015,100	360,640,600
合計	535,141,390	409,891,600

**(デリバティブ取引等に関する注記)**

該当事項はありません。

**(関連当事者との取引に関する注記)**

該当事項はありません。

**(その他の注記)**

**開示対象ファンドの開示対象期間における当ファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳**

項目	(2017年3月21日現在)	(2017年9月20日現在)
開示対象ファンドの開示対象期間の期首元本額	114,699,082,356円	106,013,543,406円
開示対象ファンドの開示対象期間中の追加設定元本額	7,780,727,704円	13,259,265,382円
開示対象ファンドの開示対象期間中の一部解約元本額	16,466,266,654円	19,649,577,653円
元本の内訳		
ファンド名		
ニッセイ日本インカムオープン	72,865,396,950円	68,228,566,732円
ニッセイ日本インカムファンド	14,392,994,562円	15,273,371,498円
ニッセイ国内公社債ラダー(10年)D B(適格機関投資家限定)	6,274,858,661円	474,988,574円
ニッセイ日本債券ファンド(毎月決算型)	10,226,815,701円	12,389,141,379円
ニッセイ日本インカムオープン(年1回決算型)	2,253,477,532円	3,257,162,952円
計	106,013,543,406円	99,623,231,135円



第21回 レンゴ-	100,000,000	100,240,700
第22回 レンゴ-	600,000,000	601,691,400
第56回 住友化学	1,000,000,000	997,120,000
第20回 三菱ケミカルホールディングス	400,000,000	413,456,000
第8回 ダイセル化学工業	300,000,000	310,761,000
第10回 ダイセル	400,000,000	419,640,400
第2回 ツムラ	700,000,000	700,000,000
第9回 テルモ	500,000,000	496,372,500
第40回 D I C	300,000,000	299,806,500
第3回 富士フィルムホールディングス	1,000,000,000	1,036,966,000
第4回 富士フィルムホールディングス	400,000,000	399,520,400
第7回 富士フィルムホールディングス	800,000,000	797,790,400
第3回 新日鉄ホールディングス	400,000,000	406,615,349
第10回 ブリヂストン	500,000,000	500,604,500
第11回 ブリヂストン	600,000,000	601,232,400
第9回 住友理工	500,000,000	501,195,000
第23回 太平洋セメント	100,000,000	100,682,111
第61回 新日本製鐵	100,000,000	101,865,500
第67回 新日本製鐵	1,800,000,000	1,873,967,400
第70回 新日本製鐵	1,000,000,000	1,038,104,000
第17回 ジェイ エフ イー ホール ディングス	400,000,000	417,795,200
第3回 愛知製鋼	100,000,000	100,012,600
第31回 三菱マテリアル	700,000,000	703,588,200
第26回 住友電気工業	1,500,000,000	1,505,113,500
第18回 豊田自動織機	200,000,000	206,251,000
第30回 豊田自動織機	800,000,000	799,282,400
第2回 ナブテスコ	100,000,000	100,130,500
第22回 ダイキン工業	500,000,000	495,931,000
第16回 日立製作所	200,000,000	207,385,800
第13回 パナソニック	200,000,000	203,376,800
第14回 パナソニック	1,000,000,000	1,046,308,000
第17回 パナソニック	1,500,000,000	1,513,320,000
第29回 ソニー	200,000,000	201,158,713
第1回 住友生命第5回基金流動化特定目的の会社	1,500,000,000	1,511,163,319
第1回 明治安田生命2014基金特定目的の会社	1,200,000,000	1,205,520,000
第17回 トヨタ自動車	500,000,000	496,442,000
第1回 トヨタ自動車	100,000,000	101,247,528
第8回 リコー	100,000,000	102,924,800
第5回 凸版印刷	800,000,000	834,254,400
第6回 凸版印刷	1,800,000,000	1,874,773,800
第16回 豊田通商	1,500,000,000	1,574,692,500
第17回 豊田通商	600,000,000	620,278,800
第1回 兼松	100,000,000	99,751,800
第59回 三井物産	100,000,000	103,114,600
第62回 三井物産	100,000,000	109,221,100
第66回 三井物産	500,000,000	567,949,000
第5回 日本紙パルプ商事	300,000,000	316,291,200
第46回 住友商事	1,500,000,000	1,553,680,500
第47回 住友商事	1,400,000,000	1,452,526,600
第48回 住友商事	400,000,000	414,567,600
第76回 三菱商事	300,000,000	313,463,100
第11回 高島屋	900,000,000	907,223,400
第1回 エイチ・ツー・オー リテイリング	700,000,000	715,841,000
第1回 三菱UFJフィナンシャル・グループ劣後特約付	500,000,000	519,057,500

第7回 みずほコーポレート銀行劣後特約付	1,400,000,000	1,458,009,000
第9回 みずほコーポレート銀行劣後特約付	200,000,000	232,475,200
第8回 りそな銀行劣後特約付	1,000,000,000	1,062,185,000
第9回 りそな銀行劣後特約付	200,000,000	236,870,000
第11回 りそな銀行劣後特約付	500,000,000	534,840,000
第4回 りそな銀行劣後特約付	400,000,000	418,695,200
第1回 千葉銀行劣後特約付	500,000,000	517,874,500
第6回 三菱UFJ信託銀行劣後特約付	1,900,000,000	1,984,097,800
第7回 三菱UFJ信託銀行劣後特約付	300,000,000	312,134,700
第8回 三菱UFJ信託銀行劣後特約付	100,000,000	112,762,600
第4回 三菱UFJ信託銀行	100,000,000	100,335,724
第6回 住友信託銀行劣後特約付	300,000,000	361,586,400
第15回 住友信託銀行劣後特約付	600,000,000	639,584,400
第1回 三井住友信託銀行劣後特約付	1,300,000,000	1,380,346,500
第1回 みずほフィナンシャルグループ劣後特約付	200,000,000	207,417,400
第11回 三井住友銀行劣後特約付	1,000,000,000	1,005,469,244
第20回 三井住友銀行劣後特約付	300,000,000	311,925,000
第23回 三井住友銀行劣後特約付	600,000,000	629,354,400
第28回 三井住友銀行劣後特約付	400,000,000	465,356,800
第19回 みずほ銀行劣後特約付	700,000,000	745,166,100
第2回 NTTファイナンス	500,000,000	500,818,000
第43回 日産フィナンシャルサービス	200,000,000	198,545,400
第16回 ポケットカード	100,000,000	100,788,900
第7回 ジャックス	100,000,000	100,480,372
第6回 オリエントコーポレーション	400,000,000	400,641,200
第2回 オリエントコーポレーション	300,000,000	301,381,500
第47回 日立キャピタル	800,000,000	826,167,200
第50回 日立キャピタル	900,000,000	933,764,400
第54回 日立キャピタル	200,000,000	201,742,600
第4回 アプラスフィナンシャル	400,000,000	400,562,000
第171回 オリックス	1,200,000,000	1,254,194,400
第177回 オリックス	600,000,000	623,377,200
第30回 三菱UFJリース	200,000,000	201,906,200
第13回 大和証券グループ本社	1,000,000,000	1,005,835,720
第10回 野村ホールディングス	200,000,000	200,679,680
第43回 野村ホールディングス	900,000,000	904,583,700
第1回 第2回財政融資マスタートラスト 特定目的会社	1,300,000,000	1,317,490,512
第1回 第1回財政融資マスタートラスト 特定目的会社	200,000,000	201,399,072
第72回 三菱地所	1,100,000,000	1,259,948,800
第113回 三菱地所	300,000,000	319,023,000
第115回 三菱地所	200,000,000	203,221,400
第87回 東武鉄道	500,000,000	522,351,000
第100回 東武鉄道	300,000,000	315,148,800
第105回 東武鉄道	300,000,000	320,144,700
第31回 相鉄ホールディングス	200,000,000	209,503,000
第32回 相鉄ホールディングス	1,200,000,000	1,228,249,200
第62回 東京急行電鉄	100,000,000	109,846,800
第75回 東京急行電鉄	200,000,000	207,876,600
第77回 東京急行電鉄	100,000,000	104,665,700
第79回 東京急行電鉄	500,000,000	517,379,500
第35回 京浜急行電鉄	100,000,000	103,707,200
第67回 小田急電鉄	600,000,000	618,625,200
第28回 京王電鉄	200,000,000	204,792,200
第31回 京王電鉄	1,700,000,000	1,772,030,700
第33回 京王電鉄	100,000,000	103,714,600

第9回 東日本旅客鉄道	600,000,000	607,948,660
第11回 東日本旅客鉄道	300,000,000	312,699,600
第17回 東日本旅客鉄道	100,000,000	107,621,400
第19回 東日本旅客鉄道	500,000,000	549,635,000
第42回 東日本旅客鉄道	200,000,000	230,376,800
第83回 東日本旅客鉄道	300,000,000	338,141,400
第112回 東日本旅客鉄道	200,000,000	203,318,200
第5回 西日本旅客鉄道	100,000,000	101,121,210
第7回 西日本旅客鉄道	200,000,000	206,066,800
第9回 西日本旅客鉄道	100,000,000	109,714,300
第37回 西日本旅客鉄道	1,000,000,000	1,025,281,000
第4回 東海旅客鉄道	100,000,000	102,414,600
第5回 東海旅客鉄道	100,000,000	106,043,500
第7回 東海旅客鉄道	500,000,000	548,039,500
第13回 東海旅客鉄道	200,000,000	223,121,000
第24回 東海旅客鉄道	200,000,000	237,475,400
第26回 東海旅客鉄道	400,000,000	408,781,600
第95回 近鉄グループホールディングス	100,000,000	100,787,400
第38回 南海電気鉄道	400,000,000	403,244,800
第39回 南海電気鉄道	800,000,000	825,988,800
第11回 日本通運	700,000,000	696,740,800
第1回 ヤマトホールディングス	500,000,000	498,658,000
第1回 神奈川中央交通	300,000,000	301,109,400
第3回 神奈川中央交通	400,000,000	402,546,400
第4回 日立物流	400,000,000	399,247,600
第60回 日本電信電話	800,000,000	832,030,400
第63回 電信電話債	300,000,000	308,998,800
第9回 KDDI	700,000,000	717,462,200
第15回 KDDI	400,000,000	412,901,600
第18回 KDDI	1,100,000,000	1,137,154,700
第20回 KDDI	400,000,000	415,092,000
第502回 中部電力	200,000,000	206,168,000
第503回 中部電力	400,000,000	409,787,200
第410回 関西電力	500,000,000	511,678,000
第462回 関西電力	300,000,000	302,033,503
第469回 関西電力	400,000,000	407,425,200
第474回 関西電力	200,000,000	205,772,000
第475回 関西電力	200,000,000	205,273,400
第492回 関西電力	100,000,000	100,879,300
第499回 関西電力	400,000,000	411,500,000
第330回 中国電力	300,000,000	321,343,500
第383回 中国電力	600,000,000	622,109,400
第315回 北陸電力	400,000,000	398,660,800
第470回 東北電力	100,000,000	107,597,800
第472回 東北電力	200,000,000	209,042,800
第473回 東北電力	700,000,000	712,874,400
第475回 東北電力	200,000,000	207,648,800
第253回 四国電力	100,000,000	104,571,500
第346回 九州電力	100,000,000	102,185,000
第421回 九州電力	200,000,000	205,245,600
第426回 九州電力	300,000,000	315,473,400
第427回 九州電力	500,000,000	525,180,000
第436回 九州電力	300,000,000	302,915,100
第437回 九州電力	300,000,000	308,746,800
第265回 北海道電力	100,000,000	102,494,900
第315回 北海道電力	200,000,000	200,807,440
第326回 北海道電力	300,000,000	311,025,900
第328回 北海道電力	300,000,000	303,107,100
第5回 電源開発	300,000,000	341,211,900
第13回 電源開発	900,000,000	1,020,817,800

第39回 電源開発	400,000,000	417,436,000	
第40回 電源開発	200,000,000	208,494,600	
第9回 大阪瓦斯	1,000,000,000	1,010,559,262	
第28回 大阪瓦斯	500,000,000	521,939,500	
第2回 ファーストリテイリング	500,000,000	503,074,500	
第3回 ファーストリテイリング	200,000,000	203,410,400	
第4回 ファーストリテイリング	1,200,000,000	1,247,368,800	
社債券 合計	102,500,000,000	105,929,141,664	
合計	111,330,000,000	115,542,294,677	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

## 2 【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

「ニッセイ日本インカムオープン」

( 2017年9月29日現在 )

資産総額	81,251,111,265円
負債総額	142,085,207円
純資産総額( - )	81,109,026,058円
発行済数量	85,604,016,410口
1口当たり純資産額( / )	0.9475円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者に対する特典

ありません。

### (3) 譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記 の申請のある場合には、前記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受け付け、解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

2017年9月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。

委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。

最近5年間における資本金の増減はありません。

##### (2) 委託会社等の機構

###### 会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役を選任するとともに、取締役社長1名を選任します。また、取締役会は、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

###### 投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門を中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部（室）の部（室）長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2017年9月末現在、委託会社が運用するファンドの本数および純資産総額合計額は以下の通りです（ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます）。

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額 (単位：億円)
追加型株式投資信託	335	54,064
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	67	14,050
単位型公社債投資信託	3	113
合計	405	68,228

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てして記載しておりますので、表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。

### 3 【委託会社等の経理状況】

#### 1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、  
「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条および「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

#### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自2016年4月1日 至2017年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

( 1 ) 【貸借対照表】

(単位 : 千円)

	前事業年度 ( 2016年3月31日 )	当事業年度 ( 2017年3月31日 )
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金・預金	9,619,679	20,957,403
有価証券	7,602,477	6,499,770
前払費用	390,202	511,014
未収委託者報酬	3,426,935	3,687,850
未収運用受託報酬	1,649,081	1,656,206
未収投資助言報酬	208,775	91,351
繰延税金資産	480,820	327,435
その他	19,980	11,984
<b>流動資産合計</b>	<b>23,397,951</b>	<b>33,743,017</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物附属設備	1	80,574
車両	1	294
器具備品	1	114,079
<b>有形固定資産合計</b>		<b>194,948</b>
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア		742,019
ソフトウェア仮勘定		88,417
その他		8,043
<b>無形固定資産合計</b>		<b>838,479</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	35,476,609	29,600,256
関係会社株式	66,222	66,222
長期前払費用	-	171,056
差入保証金	285,819	285,884
繰延税金資産	170,956	280,043
その他	793	10,177
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>36,000,401</b>	<b>30,413,641</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>37,033,830</b>	<b>31,517,095</b>
<b>資産合計</b>	<b>60,431,781</b>	<b>65,260,112</b>

### 負債の部

#### 流動負債

預り金	34,054	34,889
未払収益分配金	1,531	2,498
未払償還金	118,764	27,718
未払手数料	1,204,424	1,269,371
未払運用委託報酬	746,912	659,099
未払投資助言報酬	624,770	566,198
その他未払金	447,074	356,756
未払費用	110,997	104,560
未払法人税等	2,793,014	1,272,113
賞与引当金	864,968	746,320
その他	505,003	217,295
<b>流動負債合計</b>	<b>7,451,515</b>	<b>5,256,823</b>

#### 固定負債

退職給付引当金	1,404,058	1,519,642
役員退職慰労引当金	26,800	15,750
<b>固定負債合計</b>	<b>1,430,858</b>	<b>1,535,392</b>
<b>負債合計</b>	<b>8,882,374</b>	<b>6,792,216</b>

### 純資産の部

#### 株主資本

資本金	10,000,000	10,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,281,840	8,281,840
資本剰余金合計	8,281,840	8,281,840
利益剰余金		
利益準備金	139,807	139,807
その他利益剰余金		
配当準備積立金	120,000	120,000
研究開発積立金	70,000	70,000
別途積立金	350,000	350,000
繰越利益剰余金	31,277,901	38,693,404
利益剰余金合計	31,957,708	39,373,211
<b>株主資本合計</b>	<b>50,239,548</b>	<b>57,655,051</b>

#### 評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	1,309,858	812,844
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>1,309,858</b>	<b>812,844</b>
<b>純資産合計</b>	<b>51,549,407</b>	<b>58,467,896</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>60,431,781</b>	<b>65,260,112</b>

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
<b>営業収益</b>		
委託者報酬	23,796,732	24,865,689
運用受託報酬	10,253,108	9,257,111
投資助言報酬	887,392	511,448
<b>営業収益計</b>	<b>34,937,233</b>	<b>34,634,249</b>
<b>営業費用</b>		
支払手数料	10,915,789	11,232,556
広告宣伝費	59,346	25,920
調査費	5,358,400	5,110,928
支払運用委託報酬	2,043,036	1,719,103
支払投資助言報酬	2,189,966	2,287,929
委託調査費	90,937	85,290
調査費	1,034,460	1,018,604
委託計算費	189,969	204,532
営業雑経費	712,706	776,544
通信費	47,397	49,069
印刷費	207,694	191,262
協会費	22,682	26,975
その他営業雑経費	434,931	509,237
<b>営業費用計</b>	<b>17,236,212</b>	<b>17,350,482</b>
<b>一般管理費</b>		
役員報酬	1	69,958
給料・手当		2,984,319
賞与引当金繰入額		864,968
賞与		245,495
福利厚生費		581,952
退職給付費用		298,054
役員退職慰労引当金繰入額		7,450
役員退職慰労金		100
その他人件費		134,593
不動産賃借料		544,913
その他不動産経費		25,766
交際費		24,568
旅費交通費		114,715
固定資産減価償却費		401,740
租税公課		183,280
業務委託費		225,301
器具備品費		173,657
保険料		57,047
諸経費		146,268
<b>一般管理費計</b>	<b>7,084,153</b>	<b>7,408,286</b>
<b>営業利益</b>	<b>10,616,866</b>	<b>9,875,480</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	747	170
有価証券利息	66,047	50,483
受取配当金	214,632	138,431
為替差益	-	15,249
時効成立償還金	18,330	91,045

その他営業外収益	13,850	10,670
営業外収益計	313,608	306,050
営業外費用		
為替差損	18,136	-
控除対象外消費税	10,447	14,608
その他営業外費用	499	96
営業外費用計	29,083	14,704
経常利益	10,901,391	10,166,826
特別利益		
投資有価証券売却益	100,523	624,481
投資有価証券償還益	17,323	195,321
事故受取保険金	4	-
特別利益計	5,609	819,803
特別損失		
投資有価証券売却損	726	2,615
投資有価証券償還損	-	16,134
投資有価証券評価損	-	129,060
固定資産除却損	3	1,787
事故損失賠償金	-	6,119
特別損失計	7,145	155,717
税引前当期純利益	11,017,702	10,830,912
法人税、住民税及び事業税	3,740,258	3,013,428
法人税等調整額	137,203	274,628
法人税等合計	3,603,055	3,288,057
当期純利益	7,414,647	7,542,855

( 3 ) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自2015年4月 1 日 至2016年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本											株主資本合計	
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				配当準備積立金	研究開発積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計		配当準備積立金	研究開発積立金	別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	23,998,814	24,678,621	42,960,461			
当期変動額													
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-	135,560	135,560	135,560		
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	7,414,647	7,414,647	7,414,647		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
当期変動額合計		-	-	-	-	-	-	-	7,279,087	7,279,087	7,279,087		
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	31,277,901	31,957,708	50,239,548			

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,696,385	1,696,385	44,656,846
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	135,560
当期純利益	-	-	7,414,647
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	386,526	386,526	386,526
当期変動額合計	386,526	386,526	6,892,560
当期末残高	1,309,858	1,309,858	51,549,407

当事業年度(自2016年4月1日 至2017年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計		配当準備積立金	研究開発積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	31,277,901	31,957,708	50,239,548	
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	-	-	-	8,207	8,207	8,207
遡及処理後当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	31,286,108	31,965,915	50,247,755	
当期変動額											
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-	135,560	135,560	135,560
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	7,542,855	7,542,855	7,542,855
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	-	7,407,295	7,407,295	7,407,295
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	38,693,404	39,373,211	57,655,051	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,309,858	1,309,858	51,549,407
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	8,207
遡及処理後当期首残高	1,309,858	1,309,858	51,557,614
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	135,560
当期純利益	-	-	7,542,855
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	497,014	497,014	497,014
当期変動額合計	497,014	497,014	6,910,281
当期末残高	812,844	812,844	58,467,896

注記事項  
(重要な会計方針)

項目	当事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの …決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。</p> <p>時価のないもの …移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。</p>
2 . 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法(ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法)によっております。なお、主な耐用年数は、建物附属設備3~15年、車両6年、器具備品2~20年であります。</p> <p>無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
3 . 引当金の計上基準	<p>賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当期末在籍者に対する支給見込額のうち当期負担額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上していません。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>
4 . 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5 . 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日。以下「回収可能性適用指針」という。）を当期から適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。

回収可能性適用指針の適用については、回収可能性適用指針第49項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当期の期首時点において回収可能性適用指針第49項(3) から に該当する定めを適用した場合の繰延税金資産の額と、前期末の繰延税金資産の額との差額を、当期の期首の繰越利益剰余金に加算しております。

この結果、当期の期首において、繰延税金資産（投資その他の資産）が8,207千円、繰越利益剰余金が8,207千円増加しております。

当期の期首の純資産に影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は8,207千円増加しております。

(2016年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当期に適用し、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当期の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ187千円増加しております。

(表示方法の変更)

(損益計算書の表示方法の変更)

前期において、「営業外収益」の「その他営業外収益」に含めていた「時効成立償還金」は、重要性が増したため、当期より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他営業外収益」に表示していた32,180千円は、「時効成立償還金」18,330千円、「その他営業外収益」13,850千円として組み替えております。

## (貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
建物附属設備	287,659千円	301,414千円
車両	6,720	7,014
器具備品	453,566	450,664
計	747,946	759,093

## (損益計算書関係)

1. 役員報酬の限度額は以下のとおりであります。

取締役	180,000千円
監査役	40,000千円

2. 事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。

3. 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2015年4月 1日 至 2016年3月31日)	当事業年度 (自 2016年4月 1日 至 2017年3月31日)
器具備品	6,419千円	1,787千円

4. 事故受取保険金は、当社が賠償した当社の事務処理誤り等による受託資産に生じた損失に係る損害賠償責任保険契約に基づき、受取った保険金であります。

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自2015年4月1日 至2016年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	-	-	108
合計	108	-	-	108

## 2. 配当に関する事項

## 配当金支払額

2015年6月25日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類 普通株式

配当金の総額 135,560千円

1株当たり配当額 1,250円

基準日 2015年3月31日

効力発生日 2015年6月25日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2016年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類 普通株式

配当金の総額 135,560千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 1,250円

基準日 2016年3月31日

効力発生日 2016年6月24日

当事業年度（自2016年4月1日 至2017年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	-	-	108
合計	108	-	-	108

## 2. 配当に関する事項

## 配当金支払額

2016年6月24日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類 普通株式

配当金の総額 135,560千円

1株当たり配当額 1,250円

基準日 2016年3月31日

効力発生日 2016年6月24日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2017年6月23日開催の定時株主総会において、次のとおり決議することを予定しております。

株式の種類 普通株式

配当金の総額 5,278,000千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 48,686円

基準日 2017年3月31日

効力発生日 2017年6月23日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、自己勘定の資金運用にあたっては、資金運用規則に沿って、慎重な資金管理、資本金の保全、投機の回避に十分に留意しております。また、資金の管理にあたっては、投資信託委託会社としての業務により当社が受け入れる投資信託財産に属する金銭等との混同を来たさないよう、分離して行っています。

投資有価証券は主として利付国債と自社設定投資信託であります。これらは金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。自己資金運用に係るリスク管理等については、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程に従い、適切なリスク管理を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません((注2)を参照下さい)。

前事業年度(2016年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金	9,619,679	9,619,679	-
有価証券			
満期保有目的の債券	7,602,477	7,619,170	16,692
投資有価証券			
満期保有目的の債券	22,118,488	22,356,870	238,381
その他有価証券	13,290,620	13,290,620	-

当事業年度(2017年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金	20,957,403	20,957,403	-
有価証券			
満期保有目的の債券	6,499,770	6,515,850	16,079
投資有価証券			
満期保有目的の債券	15,613,017	15,730,180	117,162
その他有価証券	13,919,739	13,919,739	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

現金・預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。

有価証券

決算日の市場価格等によってあります。

投資有価証券

決算日の市場価格等によってあります。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
非上場株式	67,500	67,500
関係会社株式	66,222	66,222

非上場株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もること等ができるず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができるず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2016年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	9,619,679	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	7,600,000	22,100,000	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他(注)	995,984	11,352,737	851,097	1,017
合計	18,215,663	33,452,737	851,097	1,017

(注) 投資信託受益証券、国債であります。

当事業年度(2017年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	20,957,403	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	6,500,000	15,600,000	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他(注)	1,543,642	10,698,606	1,611,564	1,136
合計	29,001,045	26,298,606	1,611,564	1,136

(注) 投資信託受益証券、国債であります。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度（2016年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	29,720,965	29,976,040	255,074
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	29,720,965	29,976,040	255,074
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		29,720,965	29,976,040	255,074

当事業年度（2017年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	22,112,787	22,246,030	133,242
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	22,112,787	22,246,030	133,242
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		22,112,787	22,246,030	133,242

## 2. その他有価証券

前事業年度（2016年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価または 償却原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	5,882,680	5,808,946	73,733
	国債・地方債等	5,882,680	5,808,946	73,733
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	6,418,711	4,470,989	1,947,721
	小計	12,301,391	10,279,936	2,021,454
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	989,229	1,118,670	129,440
	小計	989,229	1,118,670	129,440
合計		13,290,620	11,398,606	1,892,014

当事業年度（2017年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価または 償却原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	5,850,740	5,806,313	44,426
	国債・地方債等	5,850,740	5,806,313	44,426
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	5,152,625	3,951,939	1,200,685
	小計	11,003,365	9,758,253	1,245,112
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	2,916,373	2,988,610	72,236
	小計	2,916,373	2,988,610	72,236
合計		13,919,739	12,746,863	1,172,876

（注1）投資信託受益証券等であります。

（注2）非上場株式（当事業年度の貸借対照表計上額は67,500千円、前事業年度の貸借対照表計上額は67,500千円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は66,222千円、前事業年度の貸借対照表計上額は66,222千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

### 3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自2015年4月1日 至2016年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	2,120,246	100,523	726
合計	2,120,246	100,523	726

当事業年度（自2016年4月1日 至2017年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	1,520,915	624,481	2,615
合計	1,520,915	624,481	2,615

### 4. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、その他有価証券のその他について129,060千円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

#### （デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

#### （退職給付関係）

前事業年度（自2015年4月1日 至2016年3月31日）

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制総合職および一般職を制度対象としております。受入出向者については、退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

### 2. 簡便法を適用した確定給付制度

#### （1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	1,253,790 千円
退職給付費用	220,314
退職給付の支払額	70,046
退職給付引当金の期末残高	1,404,058

#### （2）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	220,314 千円
----------------	------------

### 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、46,819千円であります。

当事業年度（自2016年4月1日 至2017年3月31日）

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制総合職および一般職を制度対象としております。受入出向者については、退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

#### 2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	1,404,058 千円
退職給付費用	167,807
退職給付の支払額	52,223
退職給付引当金の期末残高	1,519,642

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 167,807 千円

#### 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、50,618千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
<b>(流動資産)</b>		
繰延税金資産		
賞与引当金	266,903 千円	230,314 千円
未払事業税	179,194	63,109
その他	34,722	34,011
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>480,820</b>	<b>327,435</b>
<b>(固定資産)</b>		
繰延税金資産		
退職給付引当金	430,318	465,488
税務上の繰延資産償却超過額	2,980	3,415
役員退職慰労引当金	8,207	4,822
投資有価証券評価損	36,550	39,827
投資有価証券評価差額	39,867	22,140
その他	2,207	3,623
<b>小計</b>	<b>520,132</b>	<b>539,318</b>
評価性引当額	8,246	10
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>511,885</b>	<b>539,308</b>
繰延税金負債		
特別分配金否認	68,623	34,979
投資有価証券評価差額	272,306	224,285
<b>繰延税金負債合計</b>	<b>340,929</b>	<b>259,265</b>
<b>繰延税金資産(　は負債)の純額</b>	<b>170,956</b>	<b>280,043</b>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)	
法定実効税率	33.06 %	30.86 %	
(調整)	(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.07	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.06
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.15	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.06
住民税均等割	0.05	住民税均等割	0.05
税率変更に伴う影響	0.71	税率変更に伴う影響	0.01
特定外国子会社留保金課税	0.16	特定外国子会社留保金課税	0.11
所得拡大促進税制による特別控除額	0.35	所得拡大促進税制による特別控除額	0.64
評価性引当額の増加	0.76	外国税額控除	0.02
外国税額控除	0.08	その他	0.02
その他	0.00	税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>30.36</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>32.70</u>		

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自2015年4月1日 至2016年3月31日）

1. サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
日本生命保険相互会社	4,199,085

当事業年度（自2016年4月1日 至2017年3月31日）

1. サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。



( 1 株当たり情報 )

	前事業年度 (自 2015年4月 1日 至 2016年3月31日 )	当事業年度 (自 2016年4月 1日 至 2017年3月31日 )
1 株当たり純資産額	475,337円55銭	539,133円00銭
1 株当たり当期純利益金額	68,370円53銭	69,552円73銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2015年4月 1日 至 2016年3月31日 )	当事業年度 (自 2016年4月 1日 至 2017年3月31日 )
当期純利益	7,414,647千円	7,542,855千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	7,414,647千円	7,542,855千円
期中平均株式数	108千株	108千株

( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

##### 定款の変更等

2017年3月24日に開催された臨時株主総会において、定款の「取締役の責任免除」にかかる条項の追加が決議されました。

##### 訴訟その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1)受託会社

##### a. 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

##### b. 資本金の額

2017年3月末現在、324,279百万円

##### c. 事業の内容

銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

#### (参考)再信託受託会社の概況

##### a. 名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

##### b. 資本金の額

2017年3月末現在、10,000百万円

##### c. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2)販売会社

(2017年3月末現在)

a. 名称	b. 資本金の額	c. 事業の内容
あかつき証券株式会社	3,067百万円	
池田泉州TT証券株式会社	1,250百万円	
いよぎん証券株式会社	3,000百万円	
宇都宮証券株式会社	301百万円	
エース証券株式会社	8,831百万円	
岡三証券株式会社	5,000百万円	
岡三オンライン証券株式会社	1,000百万円	
香川証券株式会社	555百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
クレディ・スイス証券株式会社	78,100百万円	
静銀ティーエム証券株式会社	3,000百万円	
七十七証券株式会社	3,000百万円	
大和証券株式会社	100,000百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	

とうほう証券株式会社	3,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東洋証券株式会社	13,494百万円	
内藤証券株式会社	3,002百万円	
西日本シティ TT 証券株式会社	3,000百万円	
日産証券株式会社	1,500百万円	
野村證券株式会社	10,000百万円	
浜銀 TT 証券株式会社	3,307百万円	
フィデリティ証券株式会社	8,158百万円	
ほくほく TT 証券株式会社	1,250百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
みずほ証券株式会社	125,167百万円	
三菱 UFJ モルガン・スタンレー 証券株式会社	40,500百万円	
明和証券株式会社	511百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
ワイエム証券株式会社	1,270百万円	
株式会社 SBI 証券	48,323百万円	
SMB C 日興証券株式会社	10,000百万円	
SMB C フレンド証券株式会社	27,270百万円	
UBS 証券株式会社	61,450百万円	
株式会社愛知銀行	18,000百万円	
株式会社足利銀行	135,000百万円	
株式会社イオン銀行	51,250百万円	
株式会社伊予銀行	20,948百万円	
株式会社沖縄海邦銀行	4,537百万円	
株式会社香川銀行	12,014百万円	
株式会社紀陽銀行	80,096百万円	
株式会社近畿大阪銀行	38,971百万円	
株式会社埼玉りそな銀行	70,000百万円	
株式会社佐賀銀行	16,062百万円	

株式会社滋賀銀行	33,076百万円	<p>銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。</p>
株式会社ジャパンネット銀行	37,250百万円	
株式会社十六銀行	36,839百万円	
ソニー銀行株式会社	31,000百万円	
株式会社第四銀行	32,776百万円	
株式会社但馬銀行	5,481百万円	
株式会社筑邦銀行	8,000百万円	
株式会社千葉興業銀行	62,120百万円	
株式会社中京銀行	31,844百万円	
株式会社中国銀行	15,149百万円	
株式会社東京スター銀行	26,000百万円	
株式会社東邦銀行	23,519百万円	
株式会社東北銀行	13,233百万円	
株式会社トマト銀行	17,810百万円	
株式会社長崎銀行	6,121百万円	
株式会社西日本シティ銀行	85,745百万円	
株式会社肥後銀行	18,128百万円	
株式会社福井銀行	17,965百万円	
株式会社北陸銀行	140,409百万円	
株式会社北國銀行	26,673百万円	
株式会社みずほ銀行	1,404,065百万円	
株式会社みちのく銀行	36,986百万円	
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,711,958百万円	
株式会社みなと銀行	27,484百万円	
株式会社宮崎銀行	14,697百万円	
株式会社武蔵野銀行	45,743百万円	
株式会社山形銀行	12,008百万円	
株式会社りそな銀行	279,928百万円	

三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。
株式会社 S M B C 信託銀行	87,550百万円	信用金庫法に基づき設立された、信用金庫の中央金融機関です。
信金中央金庫	690,998百万円	保険業法に基づき監督官庁の免許を受け、生命保険業を営んでいます。
日本生命保険相互会社	1,300,000百万円	

## 2 【関係業務の概要】

### （1）受託会社

信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

### （2）販売会社

証券投資信託の募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を代行します。

## 3 【資本関係】

日本生命保険相互会社（販売会社）は、委託会社の株式を97,604株（持株比率90.00%）保有しています。

委託会社が所有する関係法人の株式または関係法人が所有する委託会社の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記しています。

### 第3【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されています。

2017年6月9日	臨時報告書
2017年6月20日	有価証券報告書
	有価証券届出書の訂正届出書
2017年9月8日	臨時報告書

# 独立監査人の監査報告書

2017年5月30日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 小暮和敏印

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 牧野あや子印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の2017年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

2017年10月30日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士 青木 裕晃 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイ日本インカムオープンの2017年3月22日から2017年9月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイ日本インカムオープンの2017年9月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。